

事務連絡
令和5年6月27日

各区市町村国民健康保険主管課長 殿

東京都福祉保健局保健政策部国民健康保険課長

第三者行為求償事務における取組支援について

日頃より、国民健康保険制度の円滑な運営に御理解、御協力をいただき誠にありがとうございます。

国保事業の健全な運営確保のため、第三者行為求償事務について一層の取組強化を図ることが重要であるとの国の方針を踏まえ、都は、区市町村において第三者求償事務が円滑に実施できるよう各種支援を行うことといたしました。

各区市町村におかれましては、内容を御確認いただき、必要に応じて御対応くださいますようお願いいたします。

記

1 都の支援策

(1) 第三者行為発見の手がかりとなる情報の提供

東京都福祉保健局食品監視課が公表する食中毒情報及び東京都消費生活総合センターが公表する消費者生活事故情報を取りまとめ、定期的に提供します。

(2) レセプトの特記事項(「10.第3」)の記載等に係る公益社団法人東京都医師会等への協力の依頼及び地区医師会等への協力依頼文(ひな形)(別添1)の提供

公益社団法人東京都医師会、東京都歯科医師会及び東京都薬剤師会に以下の内容について別紙のとおり協力を依頼しました。

- ・ レセプトの特記事項欄に「10.第三」と記載するよう、各地区医師会等に周知すること
- ・ 第三者行為による傷病のため受診した被保険者に対し、保険者に傷病届を提出するよう可能な限り案内すること

(3) 傷病名によるレセプト抽出・勧奨等に関する情報の提供

レセプト点検事務説明会や意見交換会、指導検査等において、国保総合システムでの第三者行為求償業務機能(令和5年4月運用開始)や傷病名によるレセプト抽出・勧奨等と保険者努力支援制度の関係について説明を行います。

(4) 第三者行為求償事務研修の実施

東京都国民健康保険団体連合会と連携し、第三者行為求償事務説明会を開催します。

(5) 第三者求償事務に係る評価指標の4指標*に係る目標設定状況の確認

各区市町村が提出する国の事業実施状況報告において、4指標の数値目標が記載されているか確認し、記載がない場合は設定及び記載を依頼します。

※ 4 指標 : 傷病届の早期提出割合、勧奨後の傷病届早期提出割合、傷病届受理日までの平均日数、レセプトへの「10.第三」の記載率

2 1に伴う区市町村での取組(例)

- (1) 提供された情報に基づく第三者行為の疑いがある被保険者への勧奨の実施
- (2) 各地区医師会等への協力依頼(ひな形等の活用による通知文の発出)
- (3) 説明内容を参考にしたレセプト抽出及び勧奨の実施

なお、傷病届が提出された場合、第三者行為求償担当はレセプト点検担当にも情報提供するなど、連携して御対応くださいますようお願いいたします。

- (4) 管理職級職員も含めた研修の受講
- (5) 国の事業実施状況報告における数値目標の設定及び目標達成に向けた取組の実施

【担当・問合せ先】

東京都福祉保健局 保健政策部 国民健康保険課

区市町村指導担当 渡邊

電話(都庁代表) 03-5321-1111 (内線) 32-492

E-mail(課組織端末) : S0000223@section.metro.tokyo.jp